（様式３-８．認証申請書D（断熱材製造事業者））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年４月１日改訂

優良断熱材認証申請書

認証区分D（断熱材製造事業者）

一般社団法人　日本建材・住宅設備産業協会

会長殿２０２　年　　月　　日

申請代表者氏名（法人名及び代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申請者住所（法人にあっては所在地）

事務上の連絡先（住所または所在地・電話・ＦＡＸ・メールアドレス・所属・担当者氏名）

貴協会の優良断熱材認証制度「製品審査要綱」の規定に基づき、以下の断熱材について申請書と添付資料により認証を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請書 | 添付資料 | 書類審査内容 | | 初回審査 | 更新審査 |
| 様式１．申請書（全認証区分共通） | ・会社案内等  ・会社法人登記・登記事項証明書  ・ISO9001登録証・付属書（写）あるいは他断熱材JIS認証書・付属書（写）および直近の定期認証維持審査の判定結果通知書（写） | ①会社の確認 | ・登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事  ・第三者認証が維持されている事 | ○ | × |
| ②申請事業区分の確認 | ・登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事 | ○ | × |
| ③品質管理体制 | ・ISO9001登録あるいは他断熱材JIS認証が継続している事 | ○ | ○ |
| ・申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等、又は品質証明書 | ③製品を販売していることの確認 | ・申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事  ※カタログ等がない場合は、製品名・表示性能に係わる製品規格を記載した品質証明書（社判捺印要）を提出する事 | ○ | × |
|  | ④製品区分 | ・申請対象製品の商流（発注元、販売先等）が分かる事 | ○ | × |
|  | ⑤認証区分、品目と製品名 | ・実施規定３．（１）に即した記載と内容である事 | ○ | ○ |
| ・当該認証区分申請の理由説明書 | ⑥区分Ｄ（製造事業者）とした理由 | ・客観的事実に基づき説明されている事 | ○ | × |
| ・「様式１８．安全宣言書」  ・ホルムアルデヒド放散等級F４☆およびノンフロンであることの説明資料  ・安全データシート | ⑦健康安全性及び環境への配慮 | ・申請者は、製品が健康・環境に対して安全であることを宣言する事  ・F４☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことが外部公表資料等で説明されている事  ・その他、安全が懸念される材料を製品に使用している場合は安全と判断した理由が説明されている事  ・申請対象製品全ての安全データシート（SDS）が添付されている事 | ○ | ○ |
| ・表示値の説明資料  ・製造ロットの異なるサンプルで測定された「製品性能値」（３年以内のデータで、指定試験機関によるもの２通以上と  自社あるいは利害関係者によるもの）をJIS A 1480により統計処理した「宣言値」  ・自社あるいは利害関係者の測定装置の校正記録 | ⑧申請対象製品に表示する性能表示マークの内容 | ・加工等を行った製品は加工前の性能を表示する事。  ・製品性能値は申請する製品の熱性能に影響を与える因子の組合せ全てを対象とする事。  ・「宣言値」（熱伝導率あるいは熱抵抗値）が製品性能表示値を満たしている事。  ・試験装置校正記録が3年以内である事 | ○ | ○ |
| 様式３-８．申請書 | ・「様式１４．品質管理実施状況説明書」  ・「様式１５．ＱＣ工程表」 | ⑨品質管理体制の確認 | ・様式１４．に従った記載、及び熱性能規格を担保する各工程の管理状況が把握できる事 | ○ | × |
| ・指定試験機関による工場審査報告書 | ⑩品質管理の確認 | ・本審査要綱に定めた品質特性の検査記録の保管および検査方式、不良品の措置などを定め実施している事 | ○ | ○ |
| ・指定試験機関による製品性能試験成績書 | ⑪性能値の確認 | ・試験は申請する製品の熱性能に影響を与える因子の組合せ全てを対象とする。但し、同一の組合せであっても熱性能が異なる可能性のある処理（仕上げ、表皮等）を行った場合はそれも含める事  ・試験結果が製品性能表示値を満たしていること | ○ | ○ |

※更新審査の場合：認証期間中に変更された安全データシートおよび外注製造工程管理審査関連資料において、前回審査時以降に変更があった場合はその旨を添えて最新の資料を提出する。